高森町
国土強靭化地域計画

令和２年７月

はじめに

1　計画策定の趣旨

本町は、これまでも多くの自然災害に見舞われてきた。特に平成 24 年 7 月の熊本広域大水害や平成 28 年 4 月の熊本地震など、家屋や道路、ライフライン、農業施設などに甚大な被害を被っており、現在も復旧・復興を進めている最中である。

そのため災害への備えの強化として、施設整備等に加え、予防的避難の推進や自主防災組織の設立促進など、自助・共助・公助の観点から、地域防災力の向上に取り組んできた。

一方、国においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災等を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

また、熊本県では、熊本地震やこれまでに発生した大規模自然災害の教訓を踏まえて、平成 29 年 10 月に「熊本県国土強靱化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定している。

本町においても、再び大災害が発生してもおかしくないとの認識の下、国や県の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興へとつながる、災害に強く安全安心な町づくりを着実に推進するため、「高森町国土強靱化地域計画」（以下、「町地域計画」という。）を策定する。

2　計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき策定する、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画である。

町地域計画の策定に当たっては、国土強靱化基本計画及び県地域計画を踏まえつつ、本町の地理・地形等の地域特性とともに、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとするとともに、高森町総合計画や高森町地域防災計画並びに各分野の個別計画とも整合を図り策定するものである。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

第1章　基本的な考え方

1　基本目標

国土強靭化基本法第 14 条において、市区町村の国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靭化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靭化地域計画の目標は、国土強靭化基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。

そのため、本計画では、「平成 28 年熊本地震高森町復旧・復興計画」の基本的な考え方である「生活」「観光」「まちづくり」の創造的復興を念頭におき、国土強靭化を推進するうえでの基本目標を次の５つとする。

①　町民の生命を守ること
②　町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③　町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
④　被災された方々の痛みを最小化すること
⑤　被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

2　事前に備えるべき目標

本町における国土強靭化を推進するうえで、事前に備えるべき目標として、次の８つの目標を設定する。

① 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、簡易水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

３　強靭化を推進するうえでの基本的な方針

国土強靭化の理念を踏まえ、大規模事前災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靭な地域づくりについて、熊本広域大水害や熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

（１）強靭化に向けた取組姿勢

① 本町の強靭性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。

② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。

③ 災害に強い町づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、地域との連携を強化する視点を持つこと。

④ 大規模災害に備え、県や近隣市町村との連携だけでなく、国や県外の地方自治体及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

（２）効率的かつ効果的な施策の推進

① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（町民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。

③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

⑤ 国や県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。

⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

（３）地域の特性に応じた施策の推進

① 地域の強靭化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。

② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。

③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章　本町の地域特性

1　地理的特性

本町は、九州の中央にあって熊本県の最東端で阿蘇山の南東部に位置している。東西約 22km、南北約 17km、総面積 175.06 ㎢であり、古くより畑作や稲作、広大な原野を利用した畜産等が行われてきた。町域は世界一のカルデラである阿蘇外輪山によって大きく東西二つにわかれている。

西側は阿蘇カルデラの内部、南郷谷の一角で、ＪＲ立野駅と結ぶ南阿蘇鉄道の発着・高森駅があり、町役場をはじめとする行政や商工観光の施設が集中しており、南阿蘇地域の商工業の中心となっている。また、人口の約 80%がこの地域に集中している。

東側は外輪山の外側で、東北部は大分県に、南東部は宮崎県に接している。阿蘇地方の奥に面しているため、南阿蘇の中でも特に奥座敷と言われる地域である。

2　自然環境

阿蘇地方は、阿蘇外輪山に囲まれ、海抜高度が 400ｍを超える山地型の気候である。また、九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。特に阿蘇山付近では 3,200ｍｍに達する。その豊富な雨水が大地を潤し、熊本の地下水資源となっている。その他の平野部でも 2,000ｍｍ前後の雨が降る。梅雨時期の降水量は多く（6 月～7 月の２カ月間に年間降水量の約４割が降る）、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。

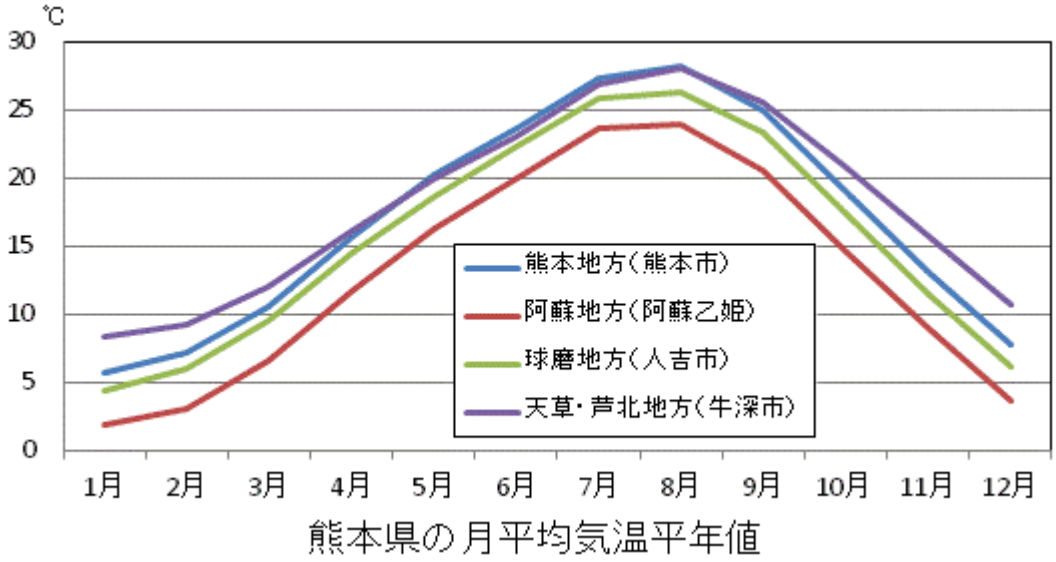

（出典：熊本地方気象台ホームページ）

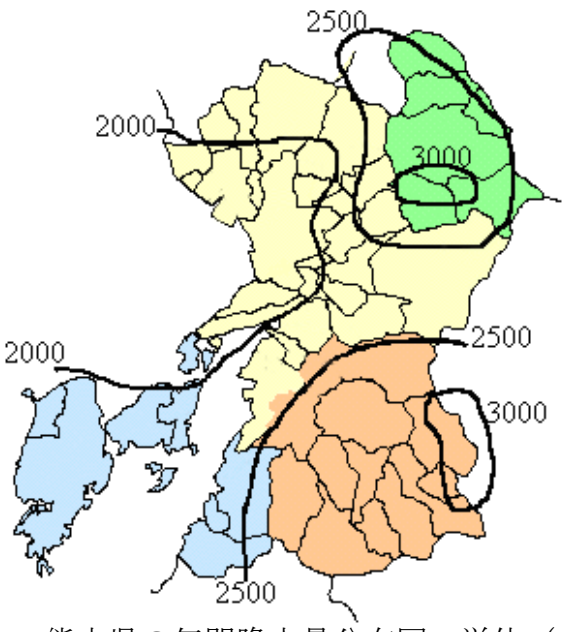

熊本県の年間降水量分布図　単位（ｍｍ）
（出典：熊本地方気象台ホームページ）

３　本町における災害リスク

（１）風水害

①梅雨期の大雨による水害

第２章２で示したとおり、本町においては梅雨時期に年間降水量の約４割の雨が集中して降ることから大雨が発生することが多く、これまでも大きな被害が発生してきた。特に近年においては、局地的・集中的に大雨が降ることが増えてきている。

平成 24 年（2012 年）７月に発生した熊本広域大水害では、阿蘇外輪山上空で次々と積乱雲が発生し、線状降水帯が形成されたことにより 24 時間で 500㎜ を超える大雨となった。阿蘇地域や熊本市で甚大な土砂災害や浸水被害を引き起こし、特に阿蘇地域では 25 名の死者・行方不明者が発生した。（本町では行方不明者１名、住家被害 40 棟）

②台風による災害

熊本県では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。

平成３年（1991 年）９月に九州西海上を北上し、九州に上陸した台風第 19 号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な被害をもたらした。また、平成 11 年（1999 年）９月に天草諸島を通過して熊本県に上陸した台風第 18 号は、八代海周辺に甚大な高潮災害をもたらした。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、昭和 20 年の阿久根台風や昭和 26 年のルース台風のように 10 月に上陸することもある。

【参考１】＜過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害（昭和以降）＞

西暦(和暦)	種　類	被害地域	主な被害
1927.9.12～13（昭和2）	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者423人、全半壊1,978戸、浸水　334戸
1953.6.26～28（昭和28）	豪雨による大水害	県下全域	死者563人、全半壊8,367戸、浸水88,053戸
1957.7.26（昭和32）	豪雨による水害	金峰山系　等	死者183人、全半壊　284戸、浸水10,832戸
1972.7.3～6（昭和47）	豪雨による水害	天草上島　等	死者123人、全半壊　973戸、浸水37,583戸
1982.7.23～25（昭和57）	豪雨による水害	県下全域	死者　23人、全半壊　183戸、浸水24,574戸
1984.6.21～7.1（昭和59）	豪雨による水害	特に五木村	死者　16人、全半壊　　6戸、浸水　578戸
1990.6.28～7.3（平成2）	豪雨による水害	県下全域	死者　17人、全半壊　217戸、浸水　7,563戸
1991.9.27（平成3）	台風による被害	県下全域	死者　　4人、全半壊1,889戸、浸水　　24戸
1999.9.23～24（平成11）	台風による被害	県下全域	死者　16人、全半壊1,818戸、浸水　1,925戸
2003.7.20（平成15）	豪雨による水害	県南部	死者　19人、全半壊　　25戸、浸水　503戸
2012.7.12（平成24）	豪雨による水害	県下全域	死者　25人、全半壊1,462戸、浸水　582戸
2016.6.19～25（平成28）	豪雨による水害	県下全域	死者　　5人、全半壊　130戸、浸水　645戸

（２）地震災害

①　県内の活断層と熊本地震

本県に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、別府－万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯、緑川断層帯が存在し、マグニチュード６を超える地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「調査委員会」という。）の長期評価によると、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）において、今後 30 年以内に地震が発生する確率が高いとされている。（平成 29 年１月１日現在）

平成 28 年４月の熊本地震は、調査委員会によると、マグニチュード 6.5 の前震は日奈久断層帯の高野－白旗区間の活動、マグニチュード 7.3 の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。なお、熊本地震発生時における当該断層帯の今後 30 年以内の地震発生確率は、日奈久断層帯の高野－白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ 0%～0.9%であった。

活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯（高野―白旗区間）沿いで長さ約６km、布田川断層帯（布田川区間）沿いで長さ約 28km にわたる地表地震断層が見つかっており、益城町堂園付近では、最大約 2.2mの右横ずれ変位が生じている。

また、熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか 28 時間以内に震度７の地震が２度発生したこと、また前震（平成 28 年４月 14 日）・本震（平成 28 年４月 16 日）以外にも最大震度５弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で 21 回発生したことがある（平成 29 年９月 30 日時点）。特に、発災後 15 日間（２週間）において震度１以上を 2,959 回観測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の 230 回、新潟県中越地震の 680 回と比べて多い。

【参考２】主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 （ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯 （宇土半島北岸区間）	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 （宇土区間）	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 （布田川区間）	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯 （八代海区間）	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯 （日奈久区間）	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯 （高野－白旗区間）	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府･万年山断層帯 （別府湾-日出生断層帯/東部）	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府･万年山断層帯 （別府湾-日出生断層帯/西部）	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%～0.05%
別府･万年山断層帯 （大分平野-湯布院断層帯/東部）	7.2 程度	S*ランク	0.04%～4%
別府･万年山断層帯 （大分平野-湯布院断層帯/西部）	6.7 程度	Sランク	2%～4%
別府･万年山断層帯 （野稲岳-万年山断層帯）	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%～3% （最大2.6%）
別府･万年山断層帯 （崖平山-亀石山断層帯）	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である活断層については、ランクに「＊」を付記している。
※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。
※3 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

［出典：主要活断層の長期評価結果一覧（2017年1月1日での算定）【都道府県別】（地震調査研究推進本部地震調査委員会）］

【参考３】熊本周辺の主要活断層

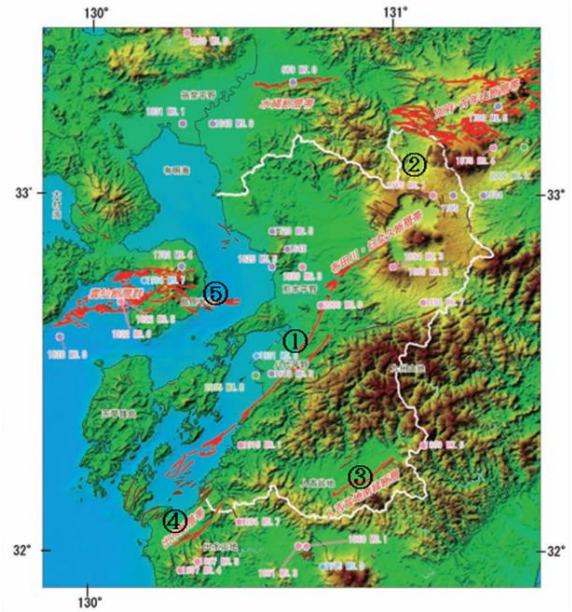

①布田川・日奈久断層帯

②別府・万年山断層帯

③人吉盆地南縁断層

④出水断層帯

⑤雲仙断層群

② 南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から宮崎県の日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永４年（1707 年）の宝永地震、安政元年（1854 年）の安政南海地震及び昭和 21 年（1946 年）の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生している。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード９）の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。九州では、特に宮崎県で死者が約 35,000 人、全壊建物が約 89,000 棟、大分県で死者 21,923 人、全壊建物が 30,095 棟などの被害が想定されている（注１、注２）。

熊本県では、「南海トラフ地震対策特別措置法」（平成 25 年 12 月）に基づき、本町を含む県内の 10 市町村（注３）が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、被害想定は死者 120 人、建物の全壊 18,900 棟などの結果となっている。

（注１）（出典）宮崎県における南海トラフ巨大地震に伴う被害想定

（注２）（出典）大分県地震津波被害想定調査結果

（注３）宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

【参考４】過去の主な地震・津波災害

西暦（和暦）	地　域	地震規模	主な被害
744.6.6　（大平16）	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1　（元和5）	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21　（寛永2）	熊本	M5～6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19　（享保8）	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29　（明和6）	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21　（寛政4）	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大（後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m～20m）
1889.7.28　（明治22）	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸　等
1975.1.23　（昭和50）	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所　等　震度5（阿蘇山）
2011.10.5　（平成23）	熊本地方	M4.4	震度5強（菊池市旭志）
2016.4.14　（平成28）［前震］（注）	熊本地方	M6.5	人的被害：死者244人　重軽傷者2,715人 住家被害：197,042棟　（全壊8,664棟　半壊34,364棟） （平成29年9月13日時点）
2016.4.16　（平成28）［本震］（注）	熊本地方	M7.3	

（注）平成28年（2016年）熊本地震の震度（震度6弱以上を観測した県内市町村）

［前震時の震度］	震度7（益城町） 震度6弱（熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町）
［本震時の震度］	震度7（益城町、西原村） 震度6強（熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町） 震度6弱（八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町）

【参考５】熊本県地震・津波被害想定調査結果

平成 23 年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行った。（平成 25 年３月）

［対象］熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

［被害想定結果］　（主な項目を抜粋）

項　目（注1）		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型（注3）	別府・万年山断層帯（注3）	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
地震規模	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
津波高	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
	津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m
建物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	960 人	10 人	300 人	― 人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人

(注1)本表には、冬の午前5時、風速11m／秒の被害を記載。

(注2)別府・万年山断層帯、人吉南縁盆地断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

(注3)布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動型)と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

（３）阿蘇火山噴火

本県では近年も火山による災害が発生している。

阿蘇山の中岳は有史以降も噴火を繰り返し、火山砕屑物を噴出している。中岳火口は、数個の火口が南北に連なる長径 1,100m の複合火口で、近年は北端の第１火口が活動している。第１火口は非活動期には「湯だまり」と呼ばれる火口湖が形成され、活動期には湯だまりが消失して黒色砂状の火山灰(地方名ヨナ)を噴出するとともに、赤熱噴石等の放出を伴う噴火も発生し、時には、激しい水蒸気噴火やマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。

現在、観光地としての人気が定着しているが、過去には死者が発生するような爆発的噴火も発生しており、昭和 33 年（1958 年）には第１火口の突然の爆発により、死者 12 名、負傷者 28 名等の被害が生じた。近年も噴火警戒レベル３（入山規制）の噴火等が発生しているため、十分な安全確保が必要である。

【参考６】阿蘇山の主な噴火活動

西暦(和暦)	現　象	被　害　状　況
1816. 6.12(文化 13)	噴火	噴石等を連続的に噴出。7 月に噴石により 1 名死亡。
1872.12.30(明治 5)	噴火	硫黄採掘者が数名死亡。
1952.12.17～19(昭和 27)	噴火	噴石により負傷者 13 名。
1953.4.27(昭和 28)	噴火	死者 6 名、負傷者 90 余名。
1958.6.24(昭和 33)	噴火	死者 12 名、負傷者 28 名。
1979.9.6(昭和 54)	噴火	死者 3 名、重傷 2 名、軽傷 9 名。同年 11 月には宮崎県、大分県、熊本市内で降灰観測。
2014.11.25～27(平成 26)	噴火	火山灰が約7cm 堆積。
2015. 9.14(平成 27)	噴火、火映現象、火炎現象	噴煙最高 2000m。熊本県、大分県、宮崎県の一部の地域で降灰観測。
2016.10.8(平成 28)	噴火	海抜高度 11,000mまで噴煙到達。熊本県、大分県、愛媛県、香川県、岡山県で降灰観測。

第3章　脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

（1）想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第２章で示した本町の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

（2）起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、８つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして 45 の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本町の地域特性を考慮して、８つの「事前に備えるべき目標」と、44 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅地等の 浸水による死傷者の発生
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生 のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2　大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助･救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
3　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3	行政機関の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-4	防災拠点の被災による機能の大幅な低下
4　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ･ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5　大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-6	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-7	食料等の安定供給の停滞
6　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気､ガス、簡易水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力共有ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	簡易水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7　制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線･沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散･流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	火山噴火による地域社会への甚大な影響
	7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
8　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態

（３）評価の実施手順

① 各部局において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。

② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。

③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（ＫＰＩ）」を検討・設定する。

２　評価の結果

評価結果のポイントは以下のとおりである。

（１）ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

（２）代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本町に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（ＢＣＰ）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

（３）国、市町村、他都道府県、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靭化に向けた取組みの実施主体は、国、県、町、防災関係機関、民間事業者、ＮＰＯ、町民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、町内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び他市町村との連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

（４）自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・町だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・町だけでなく、民間事業者、ＮＰＯ、町民など多岐にわたるが、特に大規模災害時においては、民間事業者やＮＰＯ等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

（５）特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成 24 年の熊本広域大水害や平成 28 年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章　強靭化の推進方針

本町は、第２章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、梅雨時期、台風接近・上陸の際は風雨による被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった日奈久断層帯、布田川断層帯をはじめ複数の断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。さらに、活火山である阿蘇山の近隣に位置しており、近年も噴火警戒レベル３（入山規制）の噴火等が発生している。

このような本町における災害リスクを踏まえ、第３章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

また、以下の施策に係る具体的取組や事業個所等は別紙「取組一覧」に掲げる。

１　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

１－１	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（住宅の耐震化）

○住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、住宅耐震改修に対する町民への啓発や耐震改修に係る技術者育成等を進める。

（宅地の耐震化）

○大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、県と連携し、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

（住宅密集地における火災の拡大防止）

○大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、土地区画整理事業等を活用し、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。

○大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防炎物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、普及促進を図る。

（ガス設備の耐災性の強化）

○ガス爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、ガス容器の転倒転落防止措置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置等）の整備促進等の自主保安活動を積極的に促進する。

（家庭・事業所における地震対策）

○各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に町民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

（災害対応業務の標準化・共有化）

○関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）

○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

○常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、研修の実施や、ＯＢ職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）

○町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く町民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

○町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

○防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、防災行政無線、ＳＮＳや町ホームページ、たかもりポイントチャンネル（以下、「ＴＰＣ」という。）及びデータ放送などと連動した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（過去の教訓や経験の伝承）

○大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、町内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

（交通施設の耐災性の強化）

○大規模災害時、鉄道等の交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
住宅の耐震化	・住宅耐震改修に対する町民への啓発や耐震改修に係る技術者育成等	建設課
宅地の耐震化	・盛土造成地における崩落防止対策等の促進 ・宅地被害状況を把握する体制の整備	建設課
住宅密集地における火災の拡大防止	・道路・公園等や危険性が高い老朽建築物の整備促進等。 ・防炎物品や住宅用火災警報器、住宅用消火器等の普及促進	総務課 政策推進課 建設課
ガス設備の耐災性の強化	・転倒転落防止措置や安全装置の整備促進	総務課
家庭・事業所における地震対策	・防災講座や初動対応訓練の実施	総務課 政策推進課
災害対応業務の標準化・共有化	・非常時優先業務等の整理及び災害対応業務の標準化 ・関係機関との情報共有体制の整備	総務課
防災訓練の実施	・災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化、ＯＢ職員の参集体制等の整備	総務課
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	・Ｊアラートや、Ｌアラートを活用した情報伝達訓練の実施 ・報道機関等との連携体制の構築 ・ＴＰＣ及びデータ放送と高森町公式ＳＮＳと連動した情報発信体制の整備 ・防災行政無線（デジタル化）の整備	総務課 政策推進課 ＴＰＣ事務局
過去の教訓や経験の伝承	・災害関連資料の収集・整理 ・防災教育の実施 ・災害の記憶や教訓の発信	総務課 教育委員会

交通施設の耐災性の強化	・施設の耐震化や防災対策の促進	政策推進課

１－２	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

（公共建築物、学校施設の耐震化、豪雨対策及び火災防止）

○大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、県等と連携し、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や豪雨時等における避難所としての機能の整備及び火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。

○学校や保育園等において、幼児・児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設等を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や豪雨時等における避難所としての機能の整備及び防火設備の適切な維持管理を促進する。

（医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止）

○大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）

○大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、県と連携して非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。

○不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）※再掲

○町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く町民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

○町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

○防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、防災行政無線、ＳＮＳや町ホームページ、ＴＰＣ及びデータ放送などと連動した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（過去の教訓や経験の伝承）※再掲

○大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、町内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
公共建築物、学校施設の耐震化、豪雨対策及び火災防止	・公共建築物の耐震化及び建築設備の安全対策や避難所としての整備、消防設備の適正な維持管理 ・校舎や体育館の耐震化及び施設・設備の耐震化や避難所としての整備、防火設備の適切な維持管理	総務課 生活環境課 教育委員会
医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止	・医療施設や社会福祉施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進	住民福祉課 健康推進課
不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止	・耐震化の啓発活動、相談対応等の実施 ・民間建築物の耐震化に向けた財政的な支援 ・消防用設備の整備及び適切な維持管理、実践的な訓練等を通じた防火防災体制の強化	総務課 建設課
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	・Ｊアラートや、Ｌアラートを活用した情報伝達訓練の実施 ・報道機関等との連携体制の構築 ・ＴＰＣ及びデータ放送と高森町公式ＳＮＳと連動した情報発信体制の整備 ・防災行政無線（デジタル化）の整備	総務課 政策推進課 ＴＰＣ事務局
過去の教訓や経験の伝承	・災害関連資料の収集・整理 ・防災教育の実施 ・災害の記憶や教訓の発信	総務課 教育委員会

１－３	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）

○大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、住宅地付近を流下する河川の護岸整備や河道掘削等、ハード対策を重点的に実施する。

○逃げ遅れ等を防止するため、気象災害予測支援システムによる情報収集を図ると共に、統合型防災情報システムやＴＰＣ及びデータ放送による雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、町民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、町でのハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。さらに、県と町で構成する協議会を設置し、水防災意識の向上に向けた取組みを進める。

（円滑な避難のための道路整備）

○道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むなどの冠水対策を進める。

（避難勧告等の適切な発令）

○町において避難勧告等が適切に発令されるよう、気象災害予測支援システムや防災情報ネットワークシステム等を用いて、町における避難勧告等の発令に必要な情報を提供するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。

○避難勧告等を踏まえ、町民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（事前予測が可能な災害への対応）

○事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを整備し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。

○大雨等が予想される場合、多くの町民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、町民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）※再掲

○町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く町民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

○町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

○防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、防災行政無線、ＳＮＳや町ホームページ、ＴＰＣ及びデータ放送などと連動した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（災害対応業務の標準化・共有化）※再掲

○関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）※再掲

○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

○常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、研修の実施や、ＯＢ職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
浸水被害の防止に向けた河川整備等	・河川の整備等、ハード対策の重点的な実施 ・ハザードマップの見直し ・水防災意識の向上に向けた取組みの実施	総務課 建設課 農林政策課
円滑な避難のための道路整備	・道路の計画的な整備及び維持管理・更新	建設課
避難勧告等の適切な発令	・避難勧告等の発令方法等の見直し ・防災講座等による避難情報の周知・啓発	総務課
事前予測が可能な災害への対応	・タイムラインの整備と訓練の実施 ・防災講座等による予防的避難の周知・啓発	総務課

防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	・Ｊアラートや、Ｌアラートを活用した情報伝達訓練の実施 ・報道機関等との連携体制の構築 ・ＴＰＣ及びデータ放送と高森町公式ＳＮＳと連動した情報発信体制の整備 ・防災行政無線（デジタル化）の整備	総務課 政策推進課 ＴＰＣ事務局
災害対応業務の標準化・共有化	・非常時優先業務等の整理及び災害対応業務の標準化 ・関係機関との情報共有体制の整備	総務課
防災訓練の実施	・災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化、ＯＢ職員の参集体制等の整備	総務課

１－４	**大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態**

(阿蘇山噴火時の避難体制の整備)

○火山活動に伴う噴石、ガス、降灰等による被害を防ぐため、活火山法に基づく協議会を設置し、避難場所や避難経路、避難のための施設の整備を促進する。

○火山噴火時に町民、観光客及び登山者などが迅速に避難できるよう、国、県及び関係機関と連携して、阿蘇山火山防災マップの周知、噴火警戒レベルや火山災害時の避難の必要性の啓発を推進する。

○噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン、ＴＰＣ等、情報伝達手段の多様化を図る。

(登山者情報の把握の推進)

○災害発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知徹底を図る。

(山地・土砂災害対策の推進)

○大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、国や県と連携し、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させる。また、豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。

○土砂災害による危険から町民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する町民の安全な場所への移転を促進する。

（災害対応業務の標準化・共有化）※再掲

○関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）※再掲

○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

○常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、研修の実施や、ＯＢ職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
阿蘇山噴火時の避難体制の整備	・避難場所や避難経路、避難施設の整備 ・火山災害の啓発 ・情報伝達手段の多様化	総務課
登山者情報の把握の推進	・登山届の提出についての周知徹底	総務課
山地・土砂災害対策の推進	・治山施設や保安林、砂防施設の整備 ・早期避難体制の整備 ・土砂災害警戒区域等の周知	総務課 建設課 農林政策課
災害対応業務の標準化・共有化	・非常時優先業務等の整理及び災害対応業務の標準化 ・関係機関との情報共有体制の整備	総務課
防災訓練の実施	・災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化、ＯＢ職員の参集体制等の整備	総務課

１－５	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）※再掲

○町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く町民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

○町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

○防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、防災行政無線、ＳＮＳや町ホームページ、ＴＰＣ及びデータ放送などと連動した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（避難勧告等の適切な発令）

○町において避難勧告等が適切に発令されるよう、気象災害予測支援システムや防災情報ネットワークシステム等を用いて、町における避難勧告等の発令に必要な情報を提供するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。

○避難勧告等を踏まえ、町民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（通信手段の機能強化）

○大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、民間事業者との協定等による情報通信基盤の耐震化及び防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

（要支援者対策の推進）

○避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを促進する。

（観光客の安全確保等）

○大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）

○大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）

○大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（学校の災害対応の機能向上）

○大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。

○防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（事前予測が可能な災害への対応）　※再掲

○事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを整備し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。

○大雨等が予想される場合、多くの町民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難勧告等を踏まえ、町民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	・Ｊアラートや、Ｌアラートを活用した情報伝達訓練の実施 ・報道機関等との連携体制の構築 ・ＴＰＣ及びデータ放送と高森町公式ＳＮＳと連動した情報発信体制の整備 ・防災行政無線（デジタル化）の整備	総務課 政策推進課 ＴＰＣ事務局
避難勧告等の適切な発令	・避難勧告等の発令方法の見直し ・防災講座等の開催	総務課
通信手段の機能強化	・通信設備の耐震化 ・電力や燃料供給に関する協定の締結	総務課 政策推進課
要支援者対策の推進	・要支援者名簿の見直し ・個別計画の策定	住民福祉課
観光客の安全確保等	・観光・宿泊業者に対する防災教育	総務課 政策推進課

外国人に対する情報提供の配慮	・外国人対応の防災パンフレットの作成 ・多言語による相談窓口やホームページによる発信	総務課 政策推進課
情報伝達体制の整備と地域の共助	・自主防災組織との連携強化 ・地域防災リーダーの育成	総務課
学校の災害対応の機能向上	・情報伝達体制の整備及び訓練の実施 ・地域・保護者・関係機関等の連携体制の構築	教育委員会
事前予測が可能な災害への対応	・タイムラインの整備と訓練の実施 ・防災講座等による予防的避難の周知・啓発	総務課

２　大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

２－１	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（家庭や事業所における備蓄の促進）

○大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低３日分（推奨１週間）の備蓄を促進する。

（備蓄の推進）

○大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、町の備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）

○大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備）

○大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、他市町村との協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）

○大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（水道施設の耐震化等）

○水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、町におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した施設整備等などを行い、水道施設の耐震化を促進する。

（医薬品・医療機器等の確保対策）

○大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施するとともに、運用面の確認や緊急供給体制の整備など、災害救助に必要な医薬品・医療機器等の供給体制を確保する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）

○町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
家庭や事業所における備蓄の促進	・食料・飲料水等の備蓄の促進	総務課
備蓄の推進	・備蓄方針の見直しと必要備蓄の確保	総務課
民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備	・民間企業者事業者団体との協定の締結 ・防災関係機関や民間企業等との訓練の実施	総務課
他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備	・他市町村との協定の締結	総務課
国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	・物流業者等との連携体制の整備	総務課
水道施設の耐震化等	・更新計画の策定 ・水道施設の耐震化の促進	建設課
医薬品・医療機器等の確保対策	・適正な保管管理の実施 ・緊急供給体制の整備	健康推進課

物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・橋りょう等の耐震化 ・緊急輸送道路等の無電柱化 ・建設関係団体等との連携体制の構築	建設課

２－２	**避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺**

（指定避難所等の見直し）

○多数の被災者の受け入れが可能となるよう、町において福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

（指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化）

○大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、町が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

（指定避難所等の周知徹底）

○避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

（避難所運営体制の構築）

○要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを支援する。

○公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

（避難所等の保健衛生・健康対策）

○避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒対策マニュアル等を策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。

○避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等の関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保

健指導等を実施するための体制を整備する。
○避難所内での感染症を防止するため、感染症対策資機材の整備を図る。

（福祉避難所の円滑な運営）
○大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを支援するとともに、要配慮者や地域住民に対して、福祉避難所の制度について広報を行い、理解の促進を図る。

（熊本ＤＣＡＴ（ディーキャット）の体制整備）
○大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム（熊本ＤＣＡＴ）」が、迅速かつ適正な支援ができるよう、災害時の体制を整備する。

（指定避難所以外の被災者の把握体制）
○大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、ＮＰＯ、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

（エコノミークラス症候群の予防）
○大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関との連携及びたかもりポイントチャンネルを活用した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

（災害時の活動拠点等の整備）
○大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、町内施設の防災機能強化に向けた整備を進める。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
指定避難所等の見直し	・指定避難所及び避難場所の見直し	総務課
指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化	・避難所等の耐震化及び機能の強化	総務課
指定避難所等の周知徹底	・避難所等の場所や制度についての周知徹底	総務課 住民福祉課

避難所運営体制の構築	・避難所運営マニュアルの作成及び訓練等の実施 ・施設の安全性の確認や避難者の対応体制の整備	総務課 住民福祉課 教育委員会
避難所等の保健衛生・健康対策	・感染症・食中毒対策マニュアル等の策定 ・口腔ケア・歯科保健指導等の実施体制の整備 ・避難所における感染症対策資機材の整備	総務課 健康推進課
福祉避難所の円滑な運営	・福祉避難所運営マニュアルの作成 ・福祉避難所の制度についての広報	住民福祉課
熊本ＤＣＡＴの体制整備	・関係機関との連携強化及び支援体制の整備	住民福祉課 健康推進課
指定避難所以外の被災者の把握体制	・避難者を把握する体制の整備	総務課
エコノミークラス症候群の予防	・災害時の啓発活動体制の構築	健康推進課 ＴＰＣ事務局
災害時の活動拠点等の整備	・施設の防災機能強化の推進	総務課 生活環境課

２－３　多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する県等と連携した取組み)

○支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、県や町、関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、町民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防ヘリを活用した防災訓練等に取り組む。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備)

○大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入)

○大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（自主防災組織の活動の強化）
○自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

（地域コミュニティの維持）
○災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

（山地・土砂災害対策の推進）
○大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、国や県と連携し、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させる。また、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

（農業用排水施設の更新整備及び保全管理）
○浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
孤立集落に対する県等と連携した取組み	・対応手順の作成と情報伝達体制の構築 ・防災ヘリ等と協働した訓練の実施	総務課
孤立集落の発生防止に向けた道路整備	・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・橋りょう等の耐震化	建設課 農林政策課
防災拠点等への再エネ設備等の導入	・防災拠点や避難所等への自立・分散型エネルギーの導入	総務課 生活環境課 教育委員会
自主防災組織の活動の強化	・避難所の設置・運営訓練等の実施	総務課 住民福祉課
地域コミュニティの維持	・地域コミュニティを維持するための対策の実施	総務課 住民福祉課
山地・土砂災害対策の推進	・治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備 ・早期避難体制の整備	総務課 建設課 農林政策課
農業用排水施設の更新整備及び保全管理	・農業用排水施設の計画的な更新及び保全	農林政策課

２－４	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助･救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受入体制の整備）

○大規模災害時等、実働機関活動の絶対的な不足を補うため、町外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。

○多くの応援部隊を受け入れるため、宿営地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

（災害対応業務の標準化・共有化）※再掲

○関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）

○地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保･拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保･支援対策に取り組む。

○消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

（自主防災組織の活動の強化）※再掲

○自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

（熊本ＤＭＡＴ（ディーマット）との連携）

○災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本ＤＭＡＴ）を受け入れるための体制整備を図る。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）

○町内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。併せて、救助・救急ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（緊急交通路の確保）

○大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受入体制の整備	・応援部隊の受け入れ態勢の整備及び訓練の実施 ・活動拠点の確保	総務課 生活環境課 教育委員会
災害対応業務の標準化・共有化	・非常時優先業務等の整理及び災害対応業務の標準化 ・関係機関との情報共有体制の整備	総務課
消防団における人員、資機材の整備促進	・企業等の理解促進及び機能別消防団員の確保・拡大 ・資機材の整備	総務課 政策推進課
自主防災組織の活動の強化	・避難所の設置・運営訓練等の実施	総務課 住民福祉課
熊本ＤＭＡＴとの連携	・受け入れ体制の整備	健康推進課
救助・救急ルートの確保に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・橋りょう等の耐震化 ・町道の再編 ・緊急輸送道路等の無電柱化 ・建設関係団体との連携体制の強化	建設課
緊急交通路の確保	・緊急交通路の指定 ・交通管理者との連携強化	総務課 建設課

２－５	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（活動に必要な燃料の供給）

○大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、救助・救急等の活動や災害対応上の重要施設等に要する燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料供給拠点となる中核ＳＳ（災害対応型給油所）制度の周知等を図るとともに、燃料を輸送するタンクローリーを緊急通行車両に認定するための協議を進める。

○大規模災害時、民間給油施設が利用できない状況下において、迅速な救助活動を実施するため、関係機関と連携して燃料の備蓄に取り組む。

○町外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を勧めるとともに、国の補助や無償貸与制度を活用した燃料補給車の整備を進める。

（災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備）

○大規模災害時、災害拠点病院をはじめとする医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

（エネルギー供給に向けた道路整備）

○町内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
活動に必要な燃料の供給	・燃料供給体制の構築 ・緊急通行車両認定の協議 ・燃料の備蓄の推進及び燃料補給車の整備	総務課
災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備	・非常用電源や受水槽等の整備促進	健康推進課

エネルギー供給に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・町道の再編 ・橋りょうの耐震化 ・緊急輸送道路等の無電柱化 ・建設関係団体との連携体制の強化	建設課

２－６	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

（災害時の帰宅困難者の支援体制の整備）

○災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、コンビニ等の民間との協定の締結を推進する。

（公共交通機関に係る情報体制の整備）

○運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
災害時の帰宅困難者の支援体制の整備	・民間企業との協定の締結	総務課
公共交通機関に係る情報体制の整備	・交通事業者との情報連絡体制の構築及び情報発信体制の強化	政策推進課 ＴＰＣ事務局

２－７	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療施設の耐震化等）

○大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受入の機能を維持し、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

（ＢＣＰ等の作成）

○大規模災害時、医療機関が自ら被災しても速やかに機能を回復し、医療活動を続けられるよう、被害を最小限に抑えるための備えや、通常の医療機能を取り戻すまでの対応を盛り込んだ業務継続計画（ＢＣＰ）及び病院防災マニュアルの作成を促進するとともに、災害時医療救護マニュアルを整備する。

（県災害医療コーディネーターとの連携）

○大規模災害時、円滑な医療・救護を行うため、県災害対策本部に医療チームの派遣要請や配置調整等を行う災害医療コーディネーターと連携し、医療救護活動を充実・強化する体制を整備する。

（災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備）※再掲

○大規模災害時、災害拠点病院をはじめとする医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

（医療救護活動の体制整備）

○大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、及び県看護協会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、救護活動に係る医療従事者の派遣等について医療救護活動の体制の整備を図る。

（熊本ＤＭＡＴ（ディーマット）との連携）（再掲）

○災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本ＤＭＡＴ）を受け入れるための体制整備を図る。

（熊本ＤＰＡＴ（ディーパット）との連携）

○大規模災害時、被災地域の精神科病院の診療支援や、避難所生活を送る患者の対応、災害のストレスによって心身の不調を来した被災者の心のケア等を行う県内の精神科医療機関で編成する災害派遣精神医療チーム（熊本ＤＰＡＴ）を速やかに受け入れるための体制整備を図る。

（災害時健康危機管理支援チームとの連携）

○大規模災害時、保健所において医療救護等に必要な情報収集や他県及び各種支援団体の調整を行う専門的研修・訓練を受けた災害時健康危機管理支援チームとの連携体制の整備を図る。

（実働機関のヘリコプターの活用）

○大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）

○町内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。併せて、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
医療施設の耐震化等	・施設の耐震化等の推進	総務課 健康推進課
ＢＣＰ等の作成	・業務継続計画及び病院防災マニュアル作成の促進 ・災害時医療救護マニュアルの整備	健康推進課
県災害医療コーディネーターとの連携	・関係機関との連携強化及び体制の整備	健康推進課
災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備	・非常用電源や受水槽等の整備促進	健康推進課
医療救護活動の体制整備	・関係機関との協定の締結	健康推進課
熊本ＤＭＡＴとの連携	・受け入れ体制の整備	健康推進課
熊本ＤＰＡＴとの連携	・受け入れ体制の整備	健康推進課
災害時健康危機管理支援チームとの連携	・関係機関との連携体制の整備	健康推進課
実働機関のヘリコプターの活用	・場外離着陸場の確保 ・燃料補給体制の整備	総務課

医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・町道の再編 ・橋りょうの耐震化 ・緊急輸送道路等の無電柱化 ・建設関係団体との連携体制の強化	建設課

２－８	被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(感染症の発生・まん延防止)

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、防疫対策に取り組む。

(避難所等の保健衛生・健康対策) ※再掲

○避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、災害時における感染症・食中毒対策マニュアル等を策定し、その周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。

○避難者の健康悪化を防ぐため、災害ボランティア等の関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

○避難所内での感染症を防止するため、感染症対策資機材の整備を図る

(エコノミークラス症候群の予防) ※再掲

○大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携及びＴＰＣ及びデータ放送を活用した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(生活用水の確保)

○大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、町民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを行う。

○各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。

○事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
感染症の発生・まん延防止	・予防接種の促進 ・防疫対策の整備	住民福祉課 生活環境課
避難所等の保健衛生・健康対策	・感染症・食中毒対策マニュアル等の策定 ・口腔ケア・歯科保健指導等の実施体制の整備 ・避難所における感染症対策資機材の整備	総務課 住民福祉課 健康推進課
エコノミークラス症候群の予防	・災害時の啓発活動体制の構築	健康推進課 ＴＰＣ事務局
生活用水の確保	・町民に対する啓発 ・学校施設管理者との協議 ・事業所等との協定の締結	総務課 生活環境課 教育委員会

３　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能は確保する

３－１	職員・施設等の被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化

（警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備）

○大規模災害時、治安維持活動を確保するため、県外からの応援部隊の受援体制を整備するとともに、部隊の活動拠点の複数確保、宿営拠点としての宿営場所や駐車場の確保を図る。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備	・受け入れ態勢の整備 ・活動拠点の確保	総務課

３－２	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

（交通安全施設の耐震化等）

○大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、警察と連携し、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を計画的に推進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
交通安全施設の耐震化等	・交通安全施設の更新及び整備	建設課

３－３	行政機関の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)

○防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。

○災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

○大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

(業務継続可能な体制の整備)

○大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（ＢＣＰ）の高度化を図る。

○大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や高森町地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。

○災害等によるネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(学校における業務のスリム化とＢＣＰの策定)

○大規模災害時、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、町の防災担当課等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進する。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備)

○職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高めるとともに、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

（自治体間の応援体制の構築）
○県内市町村の応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の策定を進め、大規模災害時の連携体制の強化を図る。

（県外からの応援部隊の受入体制の整備）
○大規模災害時、県外からの応援部隊の受入を円滑に行うため、応援側と受援側の役割分担のルール化等を進める。

（防災訓練の実施）※再掲
○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
○常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、研修の実施や、ＯＢ職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

（職員の安全確保に関する意識啓発）
○地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
防災拠点施設等の耐災性の強化	・防災拠点施設の耐震化 ・民間事業者等との協定の締結 ・各種活動拠点の代替施設の確保	総務課 教育委員会
業務継続可能な体制の整備	・庁内業務継続計画の策定 ・各種マニュアルの見直し ・情報端末の代替機器の確保	総務課
学校における業務のスリム化とＢＣＰの策定	・業務のスリム化の促進 ・業務継続計画策定の促進	教育委員会
発災直後の職員参集及び対応体制の整備	・参集訓練の実施 ・災害対応業務マニュアルの整備	総務課
自治体間の応援体制の構築	・他市町村との応援協定の締結 ・受援計画の策定	総務課
県外からの応援部隊の受入体制の整備	・受援体制の整備	総務課

防災訓練の実施	・災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化、ＯＢ職員の参集体制等の整備	総務課
職員の安全確保に関する意識啓発	・災害時初動対応訓練の実施	総務課

３－４	防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(広域防災拠点となる施設の耐災性の強化)

○町内の施設が物資集積拠点や応援部隊等の活動拠点等として確実に使用できるよう、非構造部材も含めた耐震性の強化を図る。

○防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。

○災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。

○防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、または他市町村等との相互補完体制の構築など多重性（リダンダンシー）の確保を図る。

○大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

(広域的な災害に対応するための連携体制の強化)

○県境を越える広域的な大規模災害時、県外も含めた関係機関と迅速かつ適切な連絡調整を行い、連携して災害対応を行う体制を整備するため、国、県、自衛隊等との合同訓練等を行う。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
広域防災拠点となる施設の耐災性の強化	・活動拠点施設や避難所等の耐震化 ・電力や燃料供給に関する協定の締結 ・防災拠点施設の複数確保 ・各種活動拠点の代替施設の確保	総務課
広域的な災害に対応するための連携体制の強化	・関係機関との合同訓練の実施	総務課

４　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

４－１	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)

○大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

(通信手段の機能強化)

○大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、民間事業者との協定等による情報通信基盤の耐震化及び防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

○災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。

○国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。

○東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進	・防災拠点施設等の非常用電源の整備 ・電力や燃料供給に関する協定の締結	総務課
通信手段の機能強化	・電力や燃料供給に関する協定の締結 ・衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備 ・非常用電源の燃料備蓄及び確保体制の整備	総務課 政策推進課

４－２	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備)

○町内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
郵便事業の継続に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・町道の再編 ・橋りょうの耐震化 ・緊急輸送道路等の無電柱化	建設課

４－３	テレビ･ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）※再掲

○町民へ防災上の重要情報や避難勧告等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するＪアラート（全国瞬時警報システム）や、避難勧告等の情報を広く町民に伝達するＬアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。

○町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。

○防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて町民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、防災行政無線、ＳＮＳや町ホームページ、ＴＰＣ及びデータ放送などと連動した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

（通信手段の機能強化）※再掲

○大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、民間事業者との協定等による情報通信基盤の耐震化及び防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	・Ｊアラートや、Ｌアラートを活用した情報伝達訓練の実施 ・報道機関等との連携体制の構築 ・ＴＰＣ及びデータ放送と高森町公式ＳＮＳと連動した情報発信体制の整備 ・防災行政無線（デジタル化）の整備	総務課 政策推進課 ＴＰＣ事務局

通信手段の機能強化	・電力や燃料供給に関する協定の締結 ・衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備 ・非常用電源の燃料備蓄及び確保体制の整備	総務課 政策推進課

５　大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

５－１	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

（事業者におけるＢＣＰ策定促進）

○大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別ＢＣＰへの改訂等を支援する。

（金融機関や商工団体等との連携）

○大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）※再掲

○町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（道路情報の迅速かつ正確な提供）

○大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネットやＴＰＣ及びデータ放送等を活用した情報発信体制の整備を進める。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
事業者におけるＢＣＰ策定促進	・町内事業者の事業継続計画の策定促進・支援	政策推進課
金融機関や商工団体等との連携	・経営支援機関との連携推進 ・被災企業に対する制度融資の改正 ・相談支援体制の充実	政策推進課

物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・町道の再編 ・橋りょう等の耐震化 ・緊急輸送道路等の無電柱化 ・建設関係団体等との連携体制の構築	建設課
道路情報の迅速かつ正確な提供	・道路情報提供装置の整備 ・情報発信体制の整備	建設課 ＴＰＣ事務局

５－２	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(燃料供給体制の構築)

○大規模災害時、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の途絶を防ぐため、燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料拠点となる中核ＳＳ(災害対応型給油所)制度の周知を図るとともに、燃料を輸送するタンクローリーを緊急通行車両に認定するための協議を行う。

(エネルギー供給に向けた道路整備)

○町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
燃料供給体制の構築	・燃料供給体制の構築 ・緊急通行車両認定の協議	総務課

エネルギー供給に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・町道の再編 ・橋りょう等の耐震化 ・建設関係団体等との連携体制の構築	建設課

５－３	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(特定事業者及び防災関係機関との連携等)

○重要な産業施設の損壊等の災害が発生した際に的確かつ迅速な対応が可能となるよう、特定事業者及び防災関係機関と連携した総合的な防災訓練の実施や事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
特定事業者及び防災関係機関との連携等	・防災関係機関と連携した防災訓練の実施 ・事業継続計画策定の促進	総務課 政策推進課

５－４	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全)

○地震や豪雨、火山噴火等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(災害時の集出荷体制の構築)

○大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

(農業施設の耐候性等の強化)

○大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入や火山噴火等によるハウス資機材等の更新を促進する

（共済加入の促進）
○大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
農地・農業用施設の保全	・農業用施設等の計画的な整備・維持管理の実施	農林政策課
災害時の集出荷体制の構築	・代替利用体制の構築 ・農道・林道等の計画的な整備	農林政策課
農業施設の耐候性等の強化	・耐候性強化型ハウスの導入促進 ・ハウス資機材等の更新促進	農林政策課
共済加入の促進	・農業共済加入の促進	農林政策課

５－５	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）
○町内における災害時の交通ネットワークを確保するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備）
○大規模災害時の鉄道輸送機能を確保するため、国、県や交通事業者と連携しながら、鉄道施設の耐震化をはじめとした耐災性の強化に向けた取組みを進めるとともに、地域鉄道等が被災した場合、早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
交通ネットワークの確保に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・町道の再編 ・橋りょうの耐震化 ・緊急輸送道路等の無電柱化 ・建設関係団体等との連携体制の構築	建設課

交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備	・鉄道施設の耐震化 ・早期復旧及び代替機能の確保	政策推進課

５－６	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（事業者におけるＢＣＰ策定促進）※再掲

○大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう町内事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別ＢＣＰへの改訂等を支援する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
事業者におけるＢＣＰ策定促進	・町内事業者の事業継続計画の策定促進・支援	政策推進課

５－７	食料等の安定供給の停滞

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）※再掲

○大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備）※再掲

○大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、他市町村との協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）※再掲

○大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（家庭や事業所における備蓄の促進）※再掲

○大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低３日分（推奨１週間）の備蓄を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）※再掲

○町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（災害時の活動拠点等の整備）※再掲

○大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、町内施設の防災機能強化に向けた整備を進める。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備	・民間企業者事業者団体との協定の締結 ・防災関係機関や民間企業等との訓練の実施	総務課
他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備	・他市町村との協定の締結	総務課
国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	・物流業者等との連携体制の整備	総務課
家庭や事業所における備蓄の促進	・食料・飲料水等の備蓄の促進	総務課 政策推進課
物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・町道の再編 ・橋りょう等の耐震化 ・緊急輸送道路等の無電柱化 ・建設関係団体等との連携体制の構築	建設課

災害時の活動拠点等の整備	・施設の防災機能強化の推進	総務課 生活環境課

６ 大規模自然災害発生後で あっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、簡易水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

６－１	電力共有ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能の停止

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化)

○大規模災害に備え、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(防災拠点等への再エネ設備等の導入) ※再掲

○大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(燃料供給体制の構築)

○大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・ガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料供給拠点となる中核ＳＳ(災害対応型給油所)制度の周知を図るとともに、燃料を輸送するタンクローリーを緊急通行車両に認定するための協議を行う。

(電気、ガスＢＣＰの策定)

○大規模災害時の電力及びガス施設の被災によるエネルギー供給の長期停止を防止するため、関係事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けた取組みを促進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化	・電力事業者との連携の強化	総務課
防災拠点等への再エネ設備等の導入	・防災拠点や避難所等への自立・分散型エネルギーの導入	総務課 生活環境課 教育委員会

燃料供給体制の構築	・燃料供給体制の構築 ・緊急通行車両の認定についての協議	総務課
電気、ガスＢＣＰの策定	・関係事業者の事業継続計画策定の促進	総務課

６－２　簡易水道等の長期間にわたる供給停止

（水道施設の耐震化等）※再掲

○水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、町におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、国庫補助を活用した施設整備等などを行い、水道施設の耐震化を促進する。

（応急給水体制の整備）

○大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）※再掲

○大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、町民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを行う。

○各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。

○事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

（簡易水道ＢＣＰの策定）

○大規模災害時の簡易水道施設等の被災による供給の長期停止を防止するため、事業継続計画（ＢＣＰ）策定に取り組む。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
水道施設の耐震化等	・更新計画の策定 ・水道施設の耐震化の促進	建設課
応急給水体制の整備	・応援給水体制の確保 ・資機材の情報共有	建設課

生活用水の確保	・町民に対する啓発 ・学校施設管理者との協議 ・事業所等との協定の締結	総務課 生活環境課 教育委員会
簡易水道ＢＣＰの策定	・事業継続計画の策定	建設課

６－３	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

（浄化槽の整備等）

○大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制を構築する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
浄化槽の整備等	・合併浄化槽への転換促進 ・早期復旧体制の構築	建設課

６－４	地域交通ネットワークが分断する事態

（公共交通機関に係る情報体制の整備）※再掲

○運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

（従業員等の一斉帰宅抑制等の促進）

○大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。

○各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）

○大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
公共交通機関に係る情報体制の整備	・交通事業者との情報連絡体制の構築及び情報発信体制の強化	政策推進課
従業員等の一斉帰宅抑制等の促進	・従業員等の早期帰宅等の制度構築促進 ・事業所における資機材等の備蓄促進	総務課 政策推進課
地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・町道の再編 ・橋りょう等の耐震化 ・緊急輸送道路等の無電柱化 ・建設関係団体等との連携体制の構築	建設課 農林政策課

６－５　異常渇水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

（応急給水体制の整備）※再掲

○大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（生活用水の確保）※再掲

○大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、町民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを行う。

○各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。

○事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
応急給水体制の整備	・応援給水体制の確保 ・資機材の情報共有	建設課
生活用水の確保	・町民に対する啓発 ・学校施設管理者との協議 ・事業所等との協定の締結	総務課 生活環境課 教育委員会

7　制御不能な二次災害を発生させない

7－1	市街地での大規模火災の発生

（住宅密集地における火災の拡大防止）※再掲

○大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、土地区画整理事業等を活用し、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。

○大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防炎物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、普及促進を図る。

（消防の災害対処能力の強化）

○大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

（自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受入体制の整備）※再掲

○大規模災害時等、実働機関活動の絶対的な不足を補うため、町外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。

○多くの応援部隊を受け入れるため、宿営地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

（消防団における人員、資機材の整備促進）※再掲

○地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

○消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
住宅密集地における火災の拡大防止	・道路・公園等や危険性が高い老朽建築物の整備促進等。 ・防炎物品や住宅用火災警報器、住宅用消火器等の普及促進	総務課 建設課
消防の災害対処能力の強化	・人員の確保及び救助用資機材の整備 ・関係機関との訓練の実施	総務課
自衛隊、警察、消防等の応援部隊の受入体制の整備	・応援部隊の受け入れ態勢の整備及び訓練の実施 ・活動拠点の確保	総務課 生活環境課 教育委員会
消防団における人員、資機材の整備促進	・企業等の理解促進及び機能別消防団員の確保・拡大 ・資機材の整備	総務課 政策推進課

７－２　沿線･沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）

○大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診断、耐震改修等を進めるとともに、通行空間確保のため、無電柱化を計画的に進める。

（被災建築物等の迅速な把握）

○大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

（交通安全施設の耐震化等）※再掲

○大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、警察と連携し、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を計画的に推進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
沿道建築物の耐震化、通行空間の確保	・耐震診断、耐震改修等の促進	建設課

被災建築物等の迅速な把握	・応急危険度判定等の実施に向けた人材の確保及び育成	建設課
交通安全施設の耐震化等	・交通安全施設の更新及び整備	建設課

７－３	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（農業用ため池等の維持管理・更新）

○大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い計画的に改修を進める。

○ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。

（砂防施設の維持管理・更新）

○大規模災害時の砂防施設の損壊等による二次災害を防止するため、国や県と連携し、長寿命化計画を策定し、より効果的・効率的な砂防施設等の維持管理及び設備の更新等を推進する。

（道路防災施設の維持管理・更新）

○大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
農業用ため池等の維持管理・更新	・ため池等の計画的な改修 ・ため池等の維持管理の推進	総務課 農林政策課
砂防施設の維持管理・更新	・長寿命化計画の策定 ・効果的・効率的な維持管理及び設備の更新等	建設課
道路防災施設の維持管理・更新	・維持管理計画の策定 ・効果的・効率的な維持管理、機能強化及び設備の更新等	建設課

７－４	有害物質の大規模拡散･流出

（有害物質の流出対策等）

○有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国、県及び事業者と連携した取組みを進める。

（アスベスト対策）

○被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
有害物質の流出対策等	・マニュアルの整備促進 ・国、県及び事業者との連携強化	生活環境課
アスベスト対策	・建築物リストの整備 ・防塵マスクの備蓄促進	生活環境課

７－５	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（農業生産基盤の整備及び保全管理）

○農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

（鳥獣被害対策の推進）

○鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

（適切な森林整備の推進）
○台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

（山地・土砂災害対策の推進）
○森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、国や県と連携し、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を推進する。

（中山間地域の振興）
○多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
農業生産基盤の整備及び保全管理	・農業生産基盤の計画的な整備及び保全管理 ・多面的機能の維持	農林政策課
鳥獣被害対策の推進	・「地域ぐるみの鳥獣被害対策」の推進	農林政策課
適切な森林整備の推進	・適切な森林整備の推進	農林政策課
山地・土砂災害対策の推進	・治山施設、保安林及び砂防施設の計画的な整備の推進	建設課 農林政策課
中山間地域の振興	・中山間地域の多面的危機能の普及啓発 ・地域リーダーの育成 ・地域コミュニティの維持支援	政策推進課 農林政策課

７－６　火山噴火による地域社会への甚大な影響

（阿蘇山噴火時の避難体制の整備）※再掲
○火山活動に伴う噴石、ガス、降灰等による被害を防ぐため、活火山法に基づく協議会を設置し、避難場所や避難経路、避難のための施設の整備を促進する。
○火山噴火時に町民、観光客及び登山者などが迅速に避難できるよう、国、県及び関係機関と連携して、阿蘇山火山防災マップの周知、噴火警戒レベルや火山災害時の避難の必要性の啓発を推進する。
○噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン、たかもりポイントチャンネル等、情報伝達手段の多様化を図る。

（登山者情報の把握の推進）※再掲
○災害発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知徹底を図る。

（災害対応業務の標準化・共有化）※再掲
○関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）※再掲
○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
○常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、研修の実施や、ＯＢ職員など災害対応を経験した職員の参集体制等を整備する。

（共済加入の促進）※再掲
○大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済加入を促進する。

（農業施設の耐候性等の強化）※再掲
○大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入や火山噴火等によるハウス資機材等の更新を促進する。

（降灰対策の推進）
○降灰による住民生活への被害等を防ぐため、健康被害への影響防止や道路等の降灰除去に必要な資機材を確保するとともに、関係機関の連携体制を強化する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
阿蘇山噴火時の避難体制の整備	・避難場所や避難経路、避難施設の整備 ・火山災害の啓発 ・情報伝達手段の多様化	総務課
登山者情報の把握の推進	・登山届の提出についての周知徹底	総務課

災害対応業務の標準化・共有化	・非常時優先業務等の整理及び災害対応業務の標準化 ・関係機関との情報共有体制の整備	総務課
防災訓練の実施	・災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化、ＯＢ職員の参集体制等の整備	総務課
共済加入の促進	・農業共済加入の促進	農林政策課
農業施設の耐候性等の強化	・耐候性強化型ハウスの導入促進 ・ハウス資機材等の更新促進	農林政策課
降灰対策の推進	・降灰除去用資機材の確保 ・関係機関との連携強化	生活環境課 建設課

７－７	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備）

○大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集やＴＰＣ、公式ホームページ、公式ＳＮＳ及びデータ放送等を含めた様々な手段による発信に努める。

○町内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集やＴＰＣ、公式ホームページ、公式ＳＮＳ及びデータ放送等を含めた様々な手段による発信に努める。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備	・警察、消防等の関係機関との連携強化 ・庁内観光事業者との連携体制構築 ・情報収集・発信体制の強化	総務課 政策推進課 ＴＰＣ事務局

8　大規模自然災害発生後で あっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧･復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画の策定）

○大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などを記載した、災害廃棄物処理計画の策定を行う。

（仮置場の選定）

○迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、災害廃棄物の発生量の推計をもとに仮置場候補地の選定を行う。

（関係団体等との連携）

○大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、県及び関係団体等と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、相互協力体制の整備を図る。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
災害廃棄物処理計画の策定	・災害廃棄物処理計画の策定	生活環境課
仮置場の選定	・災害廃棄物仮置き場候補地の選定	生活環境課
関係団体等との連携	・県及び関係団体等との協定締結	生活環境課

8－2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態

（建設業における復旧・復興の担い手確保・育成）

○大規模災害時における復旧・復興を担う建設産業の人材確保・育成のため、建設業界や教育機関と連携し、建設産業の魅力発信等を行う。

（建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化）

○大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結するなど、建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

（学校における人材の育成）
○大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

（災害ボランティアとの連携）
○大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（ＫＶＯＡＤ（ケイボアード））及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（ＪＶＯＡＤ（ジェイボアード））と平時から顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。
○大規模災害時、ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

（罹災証明書の速やかな発行）
○大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（被災建築物等の迅速な把握）※再掲
○大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

（被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備）
○大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。
○大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
建設業における復旧・復興の担い手確保・育成	・建設業界や教育機関と連携強化 ・求人・求職情報の共有や建設産業の魅力発信等 ・就労環境の整備や資格取得の支援	建設課 教育委員会

建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化	・災害時支援協定の締結 ・災害の発生を想定した訓練等の実施	建設課
学校における人材の育成	・専門的知識を有する人材の育成	総務課 健康推進課 教育委員会
災害ボランティアとの連携	・関係機関との合同訓練の実施 ・連携体制構築の促進	住民福祉課
罹災証明書の速やかな発行	・マニュアルの整備等	総務課
被災建築物等の迅速な把握	・応急危険度判定等の実施に向けた人材の確保及び育成	建設課
被災文化財の復旧及び埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備	・専門的知識や技術を持つ人材の確保・育成	教育委員会

８－３　被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）※再掲

○大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他自治体等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（応急仮設住宅の迅速な提供）

○住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定め、町民との合意形成を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用する借上型仮設住宅の円滑な制度運営に備えて、平時から運営体制を整備し、業務マニュアル、事業スキーム等について不動産団体等との情報共有を図る。

（地籍調査の実施）

○大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を推進し、土地境界等を明確にする。

（地震保険加入率の向上）
○大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、町民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

（災害ボランティアとの連携）※再掲
○大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（ＫＶＯＡＤ（ケイボアード））及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（ＪＶＯＡＤ（ジェイボアード））と平時から顔が見える関係を築き、合同訓練の実施等を通して、対応力を強化する。
○大規模災害時、ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

（相談体制の整備）
○大規模災害時に町民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やＳＮＳ等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

（金融機関や商工団体等との連携）※再掲
○大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
罹災証明書の速やかな発行	・マニュアルの整備等	総務課
応急仮設住宅の迅速な提供	・建設型仮設住宅の候補地の選定 ・不動産団体等との情報共有の推進	住民福祉課 建設課
地籍調査の実施	・地籍調査事業の促進	税務課
地震保険加入率の向上	・地震保険制度の周知・啓発	総務課
災害ボランティアとの連携	・関係機関との合同訓練の実施 ・連携体制構築の促進	住民福祉課
相談体制の整備	・多様な手段による情報提供体制の整備	総務課 政策推進課

金融機関や商工団体等との連携	・経営支援機関との連携推進 ・被災企業に対する制度融資の改正 ・相談支援体制の充実	政策推進課

８－４	**地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

（地域における共助の推進）

○大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化）

○自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

（地域と学校の連携）

○大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

（地域コミュニティの維持）

○災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。

○大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）※再掲

○地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

○消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

（警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備）※再掲

○大規模災害時、治安維持活動を確保するため、県外からの応援部隊の受援体制を整備するとともに、部隊の活動拠点の複数確保、宿営拠点としての宿営場所や駐車場の確保を図る。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
地域における共助の推進	・自主防災組織との連携強化 ・自治会等の活動の強化 ・地域防災リーダーの育成	総務課
自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化	・防犯講話や装備資器材の整備充実及びその支援	総務課
地域と学校の連携	・地域と連携した防災システムの構築 ・避難訓練の実施 ・学校と地域の連携協働体制の強化	総務課 教育委員会
地域コミュニティの維持	・地域コミュニティの維持に係る取組みの支援 ・民間事業者との協定の締結 ・被災者の見守りに資する体制の構築	総務課
消防団における人員、資機材の整備促進	・企業等の理解促進及び機能別消防団員の確保・拡大 ・資機材の整備	総務課 政策推進課
警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備	・受け入れ態勢の整備 ・活動拠点の確保	総務課

８－５　道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）

○町内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、国道 265 号線にかわる新規路線の整備や各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋りょう等の耐震化、町道の再編等の計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路や防災拠点、避難所までの経路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備）
○大規模災害時の鉄道施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため、国、県や交通事業者と連携しながら、鉄道施設の耐震化をはじめ、耐災性の強化に向けた取組みを進めるとともに、地域鉄道が被災した場合、早期復旧や代替する公共交通の確保に取組む。

（地籍調査の実施）
○大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍調査事業を推進し、土地境界等を明確にする。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
迅速な復旧・復興に向けた道路整備	・国道 265 号線にかわる新規路線の整備 ・道路の計画的な整備及び維持管理・更新の実施 ・町道の再編 ・橋りょう等の耐震化 ・緊急輸送道路等の無電柱化 ・建設関係団体等との連携体制の構築	建設課
迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備	・鉄道施設の耐震化、耐災性の強化 ・代替公共交通の確保	政策推進課
地籍調査の実施	・地籍調査事業の推進	税務課

８－６	広域地盤沈下等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策、流域減災対策）
○大規模な浸水被害を防止するため、河川の護岸整備や河道掘削等、地震、洪水等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

計画の推進のために必要な取組等	具体的な取組内容や事業箇所等	担当部局
浸水対策、流域減災対策	・河川堤防等の施設の整備など浸水対策の推進 ・流域減災対策の推進	建設課

第5章　計画の推進

本計画による強靭化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（ＫＰＩ）を用いて進捗管理を行うとともに、ＰＤＣＡサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、今後の地域強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国・熊本県及び本町の国土強靭化施策の推進状況や高森町総合計画の進捗状況等を考慮し、概ね４年ごとに内容を見直すこととする。

重要業績指標（ＫＰＩ）一覧

１　大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる		
指標名	現状実績 （2019 年 4 月）	目標値 （2023 年 3 月）
高森駅周辺の再開発の実施	未実施	実施済
民間事業者との連携協定による通学路に面した危険老朽空き家の撤去	０棟	５棟
多言語観光案内が可能な観光施設数	０か所	３か所以上
オープンデータの活用による町内避難場所・施設の公表	未実施	実施済
WEB サイト及び SNS での情報発信回数	イベント時適宜	週２回以上
TPC 情報発信マニュアルの制定	未策定	策定済
TPC データ放送掲載の行政・暮らし等の情報更新の強化（全課・局）	更新時適宜	月１回以上
他のケーブルテレビ局等との情報相互交流協定の締結数	０	２
ユーチューブ等による情報発信	０回	月１回
集落支援員数（地域福祉・健康推進員）	０人	７人
防災行政無線デジタル化の普及率	０％	１００％
地籍調査事業現地調査進捗率	９２％	９６％
全公共施設（※1）の個別計画策定による施設運営	未策定	策定済
高森町地域情報化計画の策定	未策定	策定済

※1　延べ床面積 200 ㎡以上の公共施設

２　大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）		
指標名	現状実績（2019 年 4 月）	目標値（2023 年 3 月）
高森駅周辺の再開発の実施（再掲）	未実施	実施済
新広域道路交通計画及び重要物流道路・補完路への指定	未指定	指定
新たな配水池の整備（前原地区）	未整備	整備済
民間事業者との連携協定による通学路に面した危険老朽空き家の撤去（再掲）	０棟	５棟
TPC データ放送掲載の行政・暮らし等の情報更新の強化（全課・局）（再掲）	更新時適宜	月１回以上
他のケーブルテレビ局等との情報相互交流協定の締結数（再掲）	0	2
道路維持管理に関する町民の満足度	約４０％	約６０％以上
全公共施設（※1）の個別計画策定による施設運営（再掲）	未策定	策定済
巡回診療を受診できる場所の増設	１か所	２か所
買い物支援協定の締結	未締結	締結
子育て支援・健康づくりの電子媒体利用率	０％	６０％

３　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		
指標名	現状実績（2019 年 4 月）	目標値（2023 年 3 月）
高森駅周辺の再開発の実施（再掲）	未実施	実施済
TPC 情報発信マニュアルの制定（再掲）	未策定	策定済
他のケーブルテレビ局等との情報相互交流協定の締結数（再掲）	0	2
集落支援員数（地域福祉・健康推進員）（再掲）	０人	７人
防災行政無線デジタル化の普及率（再掲）	０％	１００％
ワンストップ窓口の組織的な運用体制の構築	未整備	整備～運用済
全公共施設（※1）の個別計画策定による施設運営（再掲）	未策定	策定済
高森町地域情報化計画の策定（再掲）	未策定	策定済
業務（住民サービス）の ICT・IoT/AI 化の数又は情報化施策の実施数	0	3
子育て支援・健康づくりの電子媒体利用率（再掲）	０％	６０％
子育て支援センターへの専門人材の配置	０人	１人

４　大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する		
指標名	現状実績 (2019 年 4 月)	目標値 (2023 年 3 月)
新広域道路交通計画及び重要物流道路・補完路への指定（再掲）	未指定	指定
オープンデータの活用による町内避難場所・施設の公表（再掲）	未実施	実施済
WEB サイト及び SNS での情報発信回数（再掲）	イベント時適宜	週２回以上
TPC 情報発信マニュアルの制定（再掲）	未策定	策定済
TPC データ放送掲載の行政・暮らし等の情報更新の強化（全課・局）（再掲）	更新時適宜	月１回以上
他のケーブルテレビ局等との情報相互交流協定の締結数（再掲）	０	２
ユーチューブ等による情報発信（再掲）	０回	月１回
道路維持管理に関する町民の満足度（再掲）	約４０％	約６０％以上
防災行政無線デジタル化の普及率（再掲）	０％	１００％
高森町地域情報化計画の策定（再掲）	未策定	策定済

５　大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない		
指標名	現状実績 (2019 年 4 月)	目標値 (2023 年 3 月)
高森駅周辺の再開発の実施（再掲）	未実施	実施済
新広域道路交通計画及び重要物流道路・補完路への指定（再掲）	未指定	指定
民間事業者との連携協定による通学路に面した危険老朽空き家の撤去（再掲）	０棟	５棟
WEB サイト及び SNS での情報発信回数（再掲）	イベント時適宜	週２回以上
TPC データ放送掲載の行政・暮らし等の情報更新の強化（全課・局）（再掲）	更新時適宜	月１回以上
道路維持管理に関する町民の満足度（再掲）	約４０％	約６０％以上
集落支援員数（地域福祉・健康推進員）（再掲）	０人	７人
「高森町新農業プラン（第２次）」の策定	未策定	策定済
ブランド化協議会の設立	未実施	実施済
加工品（特産品）の開発及び販路獲得数	０品目	３品目
認定農業者数	９３経営体	１００経営体

指標名	現状実績 （2019 年 4 月）	目標値 （2023 年 3 月）
認定新規就農者数（※2）	４戸	５戸
農業師匠数	８戸	１５戸
集落営農・法人設立の推進	１０法人	１２法人
人・農地プラン（※3）における中心経営体数（※4）	５２	８０
担い手（※5）の農地集積率	１８．５％	３０．０％
買い物支援協定の締結	未締結	締結

※２　新たに農業経営を営もうとする青年等で、青年等就農計画を市町村が認定した者。農業経営を開始して一定の期間（５ 年）を経過しない者を含みます。

※３　地域の農業を発展させていくため、人と農地の問題を集落・地域において徹底的な話合いを行い、プランの作成（見直し）に反映しています。

※４　地域農業の中心となる農業経営体。

※５　認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織等。

６　大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、簡易水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

指標名	現状実績 （2019 年 4 月）	目標値 （2023 年 3 月）
高森駅周辺の再開発の実施（再掲）	未実施	実施済
管内における南阿蘇鉄道新駅の設置	未設置	設置済
新広域道路交通計画及び重要物流道路・補完路への指定（再掲）	未指定	指定
新たな配水池の整備（前原地区）（再掲）	未整備	整備済
民間事業者との連携協定による通学路に面した危険老朽空き家の撤去（再掲）	０棟	５棟
高森駅を拠点とした長距離バスダイヤの設定（２次交通強化）	０路線	２路線
道路維持管理に関する町民の満足度（再掲）	約４０％	約６０％以上
全公共施設（※1）の個別計画策定による施設運営（再掲）	未策定	策定済

７　制御不能な二次災害を発生させない		
指標名	現状実績 （2019 年 4 月）	目標値 （2023 年 3 月）
民間事業者との連携協定による通学路に面した危険老朽空き家の撤去（再掲）	０棟	５棟
WEB サイト及び SNS での情報発信回数（再掲）	イベント時適宜	週２回以上
情報通信施設利用契約率（基本サービス）	９７．５％	９８．０％
TPC 情報発信マニュアルの制定（再掲）	未策定	策定済
TPC データ放送掲載の行政・暮らし等の情報更新の強化（全課・局）（再掲）	更新時適宜	月１回以上
他のケーブルテレビ局等との情報相互交流協定の締結数（再掲）	０	２
ユーチューブ等による情報発信（再掲）	０回	月１回
地籍調査事業現地調査進捗率（再掲）	９２％	９６％
「高森町新農業プラン（第２次）」の策定（再掲）	未策定	策定済
放牧団体（牧野組合）の維持	１１団体	維持
認定新規就農者数（※2）（再掲）	４戸	５戸
農業師匠数（再掲）	８戸	１５戸
集落営農・法人設立の推進（再掲）	１０法人	１２法人
人・農地プラン（※3）における中心経営体数（※4）（再掲）	５２	８０
担い手（※5）の農地集積率（再掲）	１８．５％	３０．０％

８　大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
指標名	現状実績 （2019 年 4 月）	目標値 （2023 年 3 月）
新広域道路交通計画及び重要物流道路・補完路への指定（再掲）	未指定	指定
収益性を持った地域団体の組織化数	0	1
収益性を持った観光関連団体の組織化数	0	1
観光コーディネーター数	２人	４０人
新たな配水池の整備（前原地区）（再掲）	未整備	整備済
民間事業者との連携協定による通学路に面した危険老朽空き家の撤去（再掲）	０棟	５棟
多言語観光案内が可能な観光施設数（再掲）	０か所	３か所以上

指標名	現状実績 (2019 年 4 月)	目標値 (2023 年 3 月)
高森駅を拠点とした長距離バスダイヤの設定 （２次交通強化）（再掲）	０路線	２路線
WEB サイト及び SNS での情報発信回数（再掲）	イベント時適宜	週２回以上
情報通信施設利用契約率（基本サービス）（再掲）	９７．５％	９８．０％
TPC 情報発信マニュアルの制定（再掲）	未策定	策定済
TPC データ放送掲載の行政・暮らし等の情報更新の強化（全課・局）（再掲）	更新時適宜	月１回以上
他のケーブルテレビ局等との情報相互交流協定の締結数（再掲）	０	２
ユーチューブ等による情報発信（再掲）	０回	月１回
道路維持管理に関する町民の満足度（再掲）	約４０％	約６０％以上
集落支援員数（地域福祉・健康推進員）（再掲）	０人	７人
地籍調査事業現地調査進捗率（再掲）	９２％	９６％
高森町地域情報化計画の策定（再掲）	未策定	策定済
加工品（特産品）の開発及び販路獲得数（再掲）	０品目	３品目
認定農業者数（再掲）	９３経営体	１００経営体
農業師匠数（再掲）	８戸	１５戸
集落営農・法人設立の推進（再掲）	１０法人	１２法人
人・農地プラン（※3）における中心経営体数（※4）（再掲）	５２	８０
担い手（※5）の農地集積率（再掲）	１８．５％	３０．０％
子育て支援センターへの専門人材の配置（再掲）	０人	１人